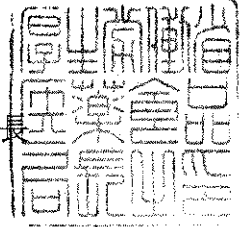




薬食発 0329 第 6 号
平成 23 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 政 令 市 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局長



新医薬品の再審査期間の延長について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記
のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し
周知されるようお取り計らい願いたい。

記

小児集団における使用経験の情報を集積するため、小児の用量設定に関する治験
を実施する必要があると認められたもの

- 1. セイブル錠 25 mg、セイブル錠 50 mg 及びセイブル錠 75 mg
（株式会社三和化学研究所）

延長された再審査期間：平成 27 年 10 月 10 日まで